

第1回検討部会に向けて

2014.4.14

1. 基本計画の性格・役割についての意見

- ①消費者の目線に立ち、わかりやすく、シンプルな構成をめざしたい。
- ②大阪府全域の消費者行政施策の方向性・目標を示すものとしたい。
 - ・その中で、府自ら実施する施策と、市町村への支援施策とを整理する。
- ③現状認識に基づいて、計画期間中の重点課題と重点施策を端的に示すものとしたい。
 - ・重点課題は消費者の立場で設定したい。
 - ・当座の案（内容は今後の議論でより良いものとしたい）
 - (1)高齢者と携帯・インターネット関連の消費者被害をなくす
 - (2)食品・メニューの誤表示・偽装による消費者被害をなくす
 - (3)消費者教育を受ける権利を確立し、消費者市民社会への第一歩を踏み出す
- ④大阪府（の各部署）が行う消費者行政施策を一覧できるものにもしたい。

* 重点課題・重点施策 － 基本的施策 － 施策一覧 の3層構造にすることを提案。

- ⑤目標が明確で検証が容易な計画とするため、各施策にはできるだけ数値目標を設定したい。
 - ・府民文化部所管に関わる目標は、審議会で議論し設定する。
 - ・他部署所管に関わる目標は、既存の他の計画に盛り込まれている施策・目標を整理して盛り込む。

2. 章立て・構成についての提案

- ①現状認識→課題設定・施策展開の流れを明確にするため、「第3章 消費者施策の基本的な方針」を、「第2章 消費生活をめぐる現状と課題」の前に置く（あるいは削除する）。
- ②「第2章」の課題と「第3章」の喫緊の課題は、消費者の立場での重点課題と、そのために行政が実施する重点施策に整理・統合する。
- ③「第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の目標と取り組み」の基本目標は、「Ⅰ 消費者被害の防止・救済」、「Ⅱ 消費者の権利の確立」、「Ⅲ 消費者の自立の支援」、「Ⅳ 消費者教育の推進」に整理する。

3. 事務局への確認と依頼

①国会審議中の消費者安全法・景表法の改正案を前提として議論して良いか。また、原案どおり法改正された場合、府の行政及び市町村との関係にどのような影響があると考えているか。

②以下 3 点を資料として第 2 回検討部会までに示していただきたい。

(1)過去 10 年程度の大阪府の消費者行政水準の推移

- ・担当職員数、(関西消費者協会の担当人数)
- ・自主財源と活性化基金それぞれの内訳別予算額
- ・所管法令・事業の変化の有無

(2)消費者教育の現状を示す資料

- ・近年に調査等が実施されていればその結果。
- ・実施主体別、ライフステージ別に、担当課で把握している内容・評価

(3)他都道府県の消費者基本計画・消費者教育推進計画において、重点課題・重点施策となっている項目と、計画中に記載されている数値目標の一覧

以上